

第9期三重県分別収集促進計画

(令和2～6年度)

令和元年12月

三 重 県

目 次

1	計画策定の目的	P 1
2	第8期分別収集計画による分別収集の状況	P 1
3	基本的方向	P 7
4	計画期間	P 7
5	対象品目	P 7
6	市町の分別収集計画策定状況	P 8
7	各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び 当該排出見込量を合算して得られる量	P 1 1
8	特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について 各年度における市町別の得られる量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量	P 1 3
9	容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町 相互間の分別収集に関する情報交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項	P 2 5

1 計画策定の目的

平成4年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の改正に伴い、一般家庭及び事業者から排出される一般廃棄物については、適正な収集・運搬・処分から、排出抑制と再生利用の推進による廃棄物の減量化に政策の重点が移り、「循環型社会形成推進基本法」を基本的枠組みとして、リサイクル関連の法整備が進みました。

平成7年に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律（容器包装リサイクル法）」では、家庭から排出される廃棄物の約60%（容積比）を占める容器包装について、「消費者は分別して排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化」という、新しい役割分担が定められました。

容器包装廃棄物を資源としてリサイクルする過程のなかで、市町村が分別収集を合理的かつ効率的に遂行するためには、前もって綿密な計画を立てる必要があります。同法第8条第1項において、市町村は、分別収集計画を策定することが定められており、今般、県内各市町において、令和2年度を始期とする5年間の第9期分別収集計画が策定されたところです。

また、都道府県は、法第9条第1項の規定に基づき、市町村分別収集計画を基に、区域内の排出見込み量等を算出し、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集の促進の意義に関する知識の普及、区域内の市町村間の分別収集に関する情報交換の促進、その他分別収集の促進に関する事項等を記載した、都道府県分別収集促進計画を策定することが定められています。

本分別収集促進計画は、三重県における令和2年度から5年間の容器包装リサイクルにかかる施策の方向性を定め、これを推進していくことを目的としています。

2 第8期分別収集計画による分別収集の状況

平成30年度における、第8期分別収集計画で各容器包装廃棄物の分別収集を計画している市町数と、実際に分別収集を実施した市町数の割合は、無色ガラス、茶色ガラス、ペットボトル、段ボールが100%であり、概ね計画通りの実施率となりました。

また、容器包装廃棄物の年間収集量の推移は、横ばい、または減少の傾向にあります。この減少の要因は、3Rの推進による排出抑制（リデュース）効果のほか、「スチール製容器」、「アルミ製容器」の使用量の減少、資源として価値のある容器包装廃棄物が民間事業者など多様な主体により回収され、再資源化されていることなどが考えられます。

表 2-1 容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数の推移

(単位:市町村数)

容器包装廃棄物\年度	第1期実績						第2期実績						第3期実績						
	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		
市町村数 (年度当初)	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	69	実施割合	66	実施割合	47	実施割合	
特定分別基準適合物	無色ガラス	38	55.1%	41	59.4%	41	59.4%	42	60.9%	60	87.0%	62	89.9%	60	87.0%	57	86.4%	44	93.6%
	茶色ガラス	39	56.5%	41	59.4%	41	59.4%	42	60.9%	59	85.5%	62	89.9%	61	88.4%	58	87.9%	44	93.6%
	その他ガラス	39	56.5%	40	58.0%	41	59.4%	44	63.8%	61	88.4%	61	88.4%	62	89.9%	58	87.9%	44	93.6%
	その他紙製容器包装	—	—	—	—	—	—	6	8.7%	11	15.9%	12	17.4%	11	15.9%	13	19.7%	11	23.4%
	ペットボトル	16	23.2%	25	36.2%	30	43.5%	53	76.8%	63	91.3%	65	94.2%	69	100.0%	66	100.0%	47	100.0%
	その他プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	14	20.3%	26	37.7%	28	40.6%	32	46.4%	44	66.7%	36	76.6%
うち白色トレイ	—	—	—	—	—	—	12	17.4%	16	23.2%	18	26.1%	23	33.3%	24	36.4%	17	36.2%	
法第2条第6項	スチール製容器	51	73.9%	52	75.4%	52	75.4%	55	79.7%	58	84.1%	64	92.8%	64	92.8%	63	95.5%	46	97.9%
	アルミ製容器	48	69.6%	50	72.5%	51	73.9%	58	84.1%	59	85.5%	64	92.8%	63	91.3%	63	95.5%	46	97.9%
	紙パック	9	13.0%	9	13.0%	11	15.9%	33	47.8%	36	52.2%	41	59.4%	42	60.9%	44	66.7%	30	63.8%
	段ボール	—	—	—	—	—	—	36	52.2%	44	63.8%	48	69.6%	52	75.4%	53	80.3%	41	87.2%

容器包装廃棄物\年度	第4期				第5期				第6期								
	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
市町村数 (年度当初)	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	
特定分別基準適合物	無色ガラス	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	茶色ガラス	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他ガラス	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%
	その他紙製容器包装	7	24.1%	9	31.0%	9	31.0%	12	41.4%	10	34.5%	9	31.0%	10	34.5%	15	51.7%
	ペットボトル	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他プラスチック製容器包装	20	69.0%	20	69.0%	23	79.3%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%
うち白色トレイ	13	44.8%	12	41.4%	12	41.4%	15	51.7%	22	75.9%	11	37.9%	12	41.4%	13	44.8%	
法第2条第6項	スチール製容器	29	100.0%	29	100.0%	28	96.6%	28	96.6%	27	93.1%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	アルミ製容器	29	100.0%	29	100.0%	28	96.6%	28	96.6%	27	93.1%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	紙パック	25	86.2%	25	86.2%	27	93.1%	27	93.1%	28	96.6%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	段ボール	27	93.1%	28	96.6%	27	93.1%	27	93.1%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%	29	100.0%

容器包装廃棄物\年度	第7期						第8期				
	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
市町村数 (年度当初)	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	29	実施割合	
特定分別基準適合物	無色ガラス	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	茶色ガラス	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他ガラス	28	96.6%	29	100.0%	28	96.6%	28	96.6%	28	96.6%
	その他紙製容器包装	8	27.6%	14	48.3%	12	41.4%	28	96.6%	28	96.6%
	ペットボトル	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
	その他プラスチック製容器包装	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%	24	82.8%
うち白色トレイ	13	44.8%	13	44.8%	13	44.8%	11	37.9%	11	37.9%	
法第2条第6項	スチール製容器	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%	24	82.8%	24	82.8%
	アルミ製容器	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%	25	86.2%	25	86.2%
	紙パック	26	89.7%	27	93.1%	26	89.7%	26	89.7%	26	89.7%
	段ボール	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%

※ その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)及び段ボールについては、平成12年度から分別収集が開始されています。

※ 平成の大合併により、市町村数は平成15年度以前の69から、平成18年度には29になりました。

※ その他紙製容器包装について、第8期よりその他紙製容器包装を含む雑紙相当分をリサイクルする場合は、実施市町としています。

表 2-2 容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の年間収集量の推移

(単位:t)

容器包装廃棄物\年度	第1期実績			第2期実績			第3期実績			第4期実績		
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	3,971	3,887	4,506	4,434	4,633	4,795	5,000	4,832	4,626	4,605	4,979
	茶色ガラス	4,014	3,841	4,748	4,306	4,719	4,690	4,794	4,510	4,458	4,259	4,979
	その他ガラス	2,236	3,251	3,427	2,623	3,228	3,453	2,303	2,243	2,166	1,967	2,159
	その他紙製容器包装	—	—	—	1,429	2,828	3,325	2,099	1,946	1,237	1,343	623
	ペットボトル	279	589	955	1,857	2,155	2,399	2,822	2,982	3,239	3,050	3,478
	その他プラスチック製容器包装	—	—	—	803	1,409	1,725	2,260	6,636	7,025	7,023	8,658
	うち白色トレイ	—	—	—	97	85	85	111	86	81	83	80
法 第2 条第 6項 指 定 物	スチール製容器	6,506	7,078	10,421	9,291	7,820	8,513	8,126	7,637	6,485	6,511	6,380
	アルミ製容器	1,530	1,580	2,118	1,827	1,742	1,779	1,543	1,588	1,767	1,659	1,715
	紙パック	122	138	181	240	237	239	252	318	350	423	315
	段ボール	—	—	—	7,324	9,531	19,402	10,865	10,493	10,353	9,821	9,995
	合計	18,658	20,364	26,356	34,134	38,302	50,320	40,064	43,185	41,706	40,661	43,281

容器包装廃棄物\年度	第5期実績			第6期実績			第7期実績			第8期実績		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	4,777	4,633	4,471	5,033	4,919	4,813	4,666	4,440	4,227	3,926	3,756
	茶色ガラス	4,720	4,686	4,458	4,663	4,523	4,539	4,321	4,100	3,768	3,149	3,129
	その他ガラス	2,110	2,090	2,056	1,579	1,489	1,548	1,561	1,517	1,597	3,024	2,523
	その他紙製容器包装	498	383	305	278	332	417	370	318	170	1,412	1,332
	ペットボトル	3,348	3,169	3,247	3,078	3,078	3,121	2,863	2,688	2,678	2,818	3,076
	その他プラスチック製容器包装	9,577	9,908	12,917	13,213	11,059	12,905	12,947	12,890	12,933	11,871	12,142
	うち白色トレイ	81	78	68	61	56	65	70	49	39	35	35
法 第2 条第 6項 指 定 物	スチール製容器	4,910	3,944	2,628	1,617	1,448	1,091	1,031	761	615	737	709
	アルミ製容器	1,411	1,295	923	895	865	779	722	657	576	592	605
	紙パック	227	190	306	197	185	200	175	173	163	154	146
	段ボール	8,895	8,807	8,234	8,106	7,872	7,449	6,794	6,498	6,188	6,034	5,716
	合計	40,473	39,105	39,545	38,658	35,768	36,863	35,451	34,042	32,914	33,717	33,134

※ その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)及び段ボールについては、平成12年度から分別収集が開始されています。

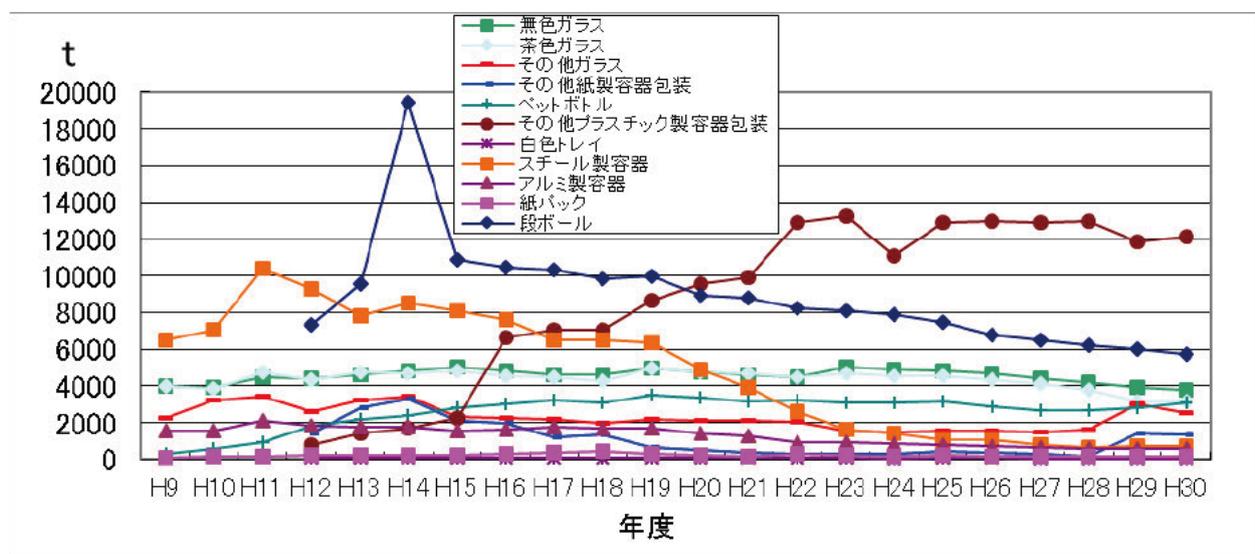


表 2-3 資源化量の推移

(単位:t)

	第1期実績			第2期実績			第3期実績			
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
資源化量※	62,745	79,399	87,441	107,749	116,696	153,676	199,548	199,453	213,616	
うち容器包装廃棄物の量	18,658	20,364	26,356	34,134	38,302	50,320	40,064	43,162	41,706	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	3,971	3,887	4,506	4,434	4,633	4,795	5,000	4,832	4,626
	茶色ガラス	4,014	3,841	4,748	4,306	4,719	4,690	4,794	4,510	4,458
	その他ガラス	2,236	3,251	3,427	2,623	3,228	3,453	2,303	2,244	2,166
	その他紙製容器包装	—	—	—	1,429	2,828	3,325	2,099	1,946	1,237
	ペットボトル	279	589	955	1,857	2,155	2,399	2,822	2,982	3,239
	その他プラスチック製容器包装	—	—	—	803	1,409	1,725	2,260	6,636	7,025
	うち白色トレイ	—	—	—	97	85	85	111	86	81
第2 条第 6項 指定	スチール製容器	6,506	7,078	10,421	9,291	7,820	8,513	8,126	7,637	6,485
	アルミ製容器	1,530	1,580	2,118	1,827	1,742	1,779	1,543	1,588	1,767
	紙バック	122	138	181	240	237	239	252	294	350
	段ボール	—	—	—	7,324	9,531	19,402	10,865	10,493	10,353

	第4期実績		第5期実績			第6期実績			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
資源化量※	243,623	233,108	220,232	204,823	200,154	209,130	204,927	200,366	
うち容器包装廃棄物の量	39,761	39,595	37,652	37,032	35,663	34,155	35,086	35,805	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	4,379	4,212	4,170	4,062	4,014	4,533	4,788	4,585
	茶色ガラス	4,094	4,038	3,923	3,923	3,728	3,938	4,440	4,195
	その他ガラス	1,900	1,926	1,869	1,880	1,889	1,418	1,466	1,507
	その他紙製容器包装	1,190	620	493	381	296	276	325	406
	ペットボトル	2,949	3,309	3,215	3,482	3,222	2,955	3,000	3,012
	その他プラスチック製容器包装	6,907	7,107	8,580	9,106	10,450	10,226	10,758	12,663
	うち白色トレイ	78	77	80	73	62	59	55	64
第2 条第 6項 指定	スチール製容器	6,529	6,366	4,892	3,914	2,613	1,616	1,460	1,085
	アルミ製容器	1,662	1,708	1,392	1,287	910	890	848	762
	紙バック	344	315	226	190	306	197	182	197
	段ボール	9,807	9,993	8,892	8,807	8,234	8,106	7,820	7,392

	第7期実績			第8期実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資源化量※	193,482	183,616	174,322	172,111	未確定	
うち容器包装廃棄物の量	33,353	32,818	28,978	28,239	28,345	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	4,483	4,175	3,863	3,881	3,788
	茶色ガラス	4,047	3,693	3,328	3,106	3,138
	その他ガラス	1,511	1,453	1,419	1,406	1,432
	その他紙製容器包装	394	317	169	1,412	1,332
	ペットボトル	2,735	2,582	2,478	2,513	2,756
	その他プラスチック製容器包装	12,643	12,614	10,178	8,378	8,730
	うち白色トレイ	44	47	35	33	30
第2 条第 6項 指定	スチール製容器	1,031	735	611	737	701
	アルミ製容器	722	645	575	605	581
	紙バック	143	171	163	154	146
	段ボール	5,643	6,432	6,195	6,046	5,741

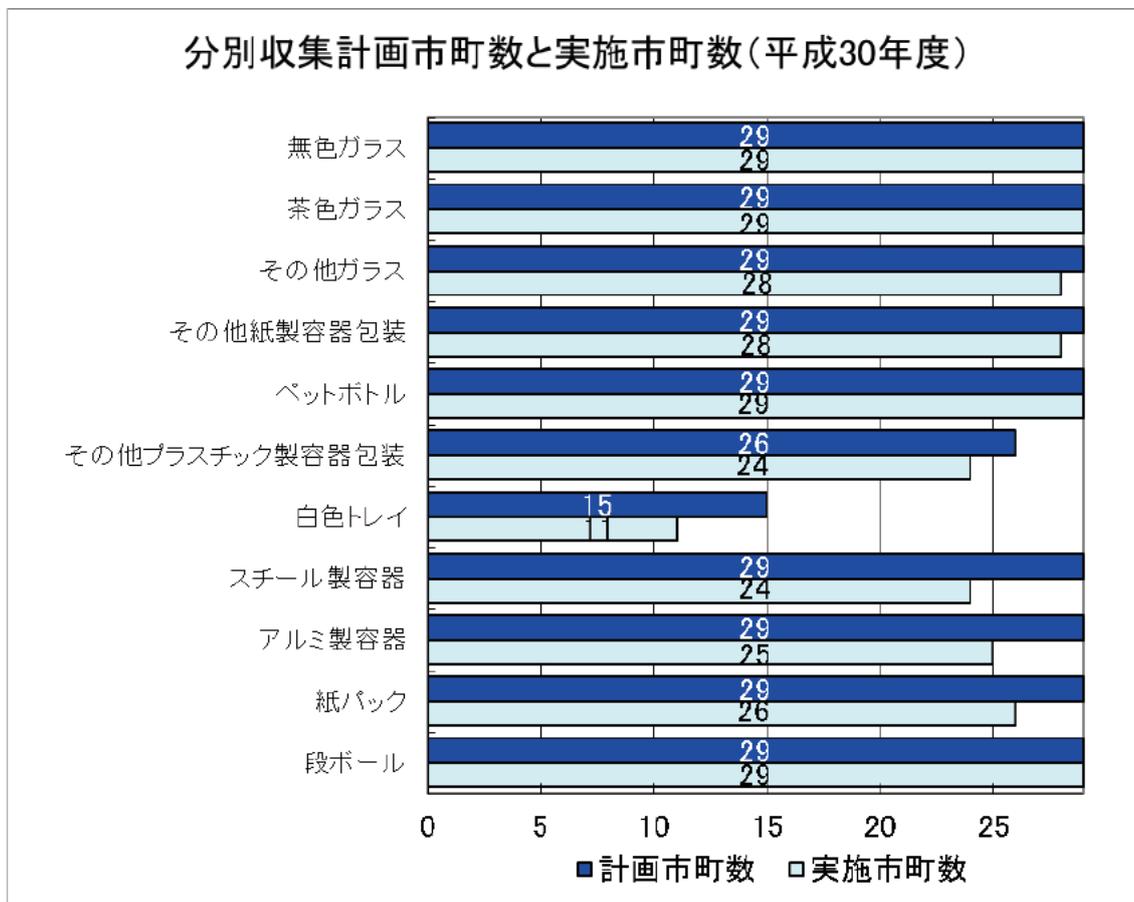
※ その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)及び段ボールについては、平成12年度から分別収集が開始されています。

※ 資源化量は、三重県「一般廃棄物処理事業のまとめ」の掲載値

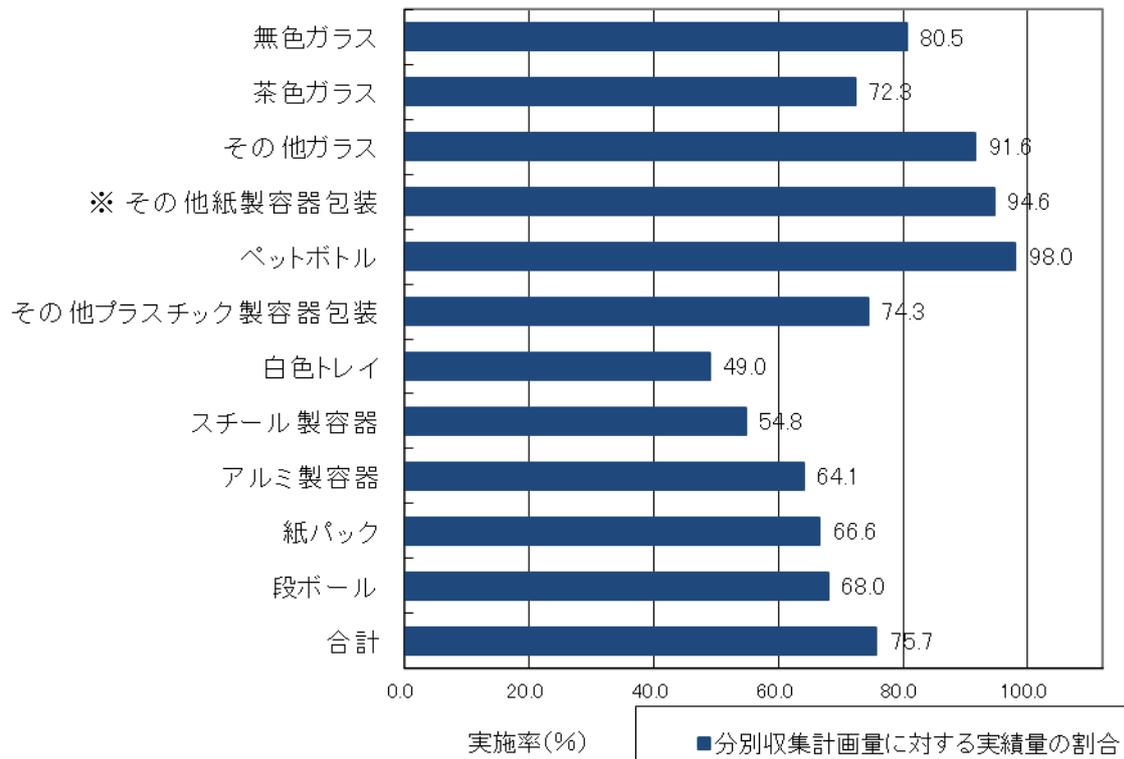
表 2-4 容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の分別計画と実績比較

容器包装廃棄物		分別収集市町村数						第8期分別収集計画と実績比較(t)					
		平成29年度			平成30年度			平成29年度			平成30年度		
		計画	実績	実施率	計画	実績	実施率	計画	実績	実施率	計画	実績	実施率
特定分別基準適合物	無色ガラス	29	29	100.0%	29	29	100.0%	4,730	3,881	82.1%	4,704	3,788	80.5%
	茶色ガラス	29	29	100.0%	29	29	100.0%	4,373	3,106	71.0%	4,340	3,138	72.3%
	その他ガラス	29	28	96.6%	29	28	96.6%	1,557	1,406	90.3%	1,564	1,432	91.6%
	その他紙製容器包装※	29	28	96.6%	29	28	96.6%	1,374	1,412	102.8%	1,409	1,332	94.6%
	ペットボトル	29	29	100.0%	29	29	100.0%	2,842	2,513	88.4%	2,813	2,756	98.0%
	その他プラスチック製容器包装	26	24	92.3%	26	24	92.3%	11,817	8,378	70.9%	11,755	8,730	74.3%
	うち白色トレイ	15	11	73.3%	15	11	73.3%	62	33	53.0%	62	30	49.0%
法定条第6項	スチール製容器	29	24	82.8%	29	24	82.8%	1,301	737	56.7%	1,279	701	54.8%
	アルミ製容器	29	25	86.2%	29	25	86.2%	918	605	65.9%	906	581	64.1%
	紙パック	29	26	89.7%	29	26	89.7%	223	154	69.2%	219	146	66.6%
	段ボール	29	29	100.0%	29	29	100.0%	8,510	6,046	71.0%	8,438	5,741	68.0%
合計													
								37,644	28,239	75.0%	37,427	28,345	75.7%

※その他紙製容器包装のみを分別収集している菟野町以外の27市町については、雑誌や雑紙などの一般の紙類と合わせて収集しているため、係数を乗じて実績値を算出しています。



容器包装廃棄物の分別収集計画と実績(平成30年度)



3 基本的方向

県は、一般廃棄物及び産業廃棄物に関する「三重県廃棄物処理計画」を平成 28 年 3 月に策定し、住民、事業者、市町等との協創のもと、地域社会のあるべき姿や方向性を共有しながら、循環型社会の構築に向けて廃棄物の 3 R と適正処理の取組を推進しています。

「第 9 期三重県分別収集促進計画」においても、三重県廃棄物処理計画の基本理念に沿い、市町の実施計画に基づいて、分別収集の促進が図られるよう取り組みます。

また、市町のごみ処理施設の整備については、発生抑制やリサイクルの取組を踏まえた地域計画の策定を支援するとともに、マテリアルリサイクル推進施設等の整備を促進します。

4 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 ヶ年終了時に改定します。

5 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち市町が容器包装リサイクル法に基づき分別収集する次のものを対象とします。

（特定 第 2 条 基準 第 7 項 適合物）	1	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、無色のもの（以下「無色ガラス」という。）
	2	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、茶色のもの（以下「茶色ガラス」という。）
	3	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び乳白色ガラス製のものを除く）であって、無色又は茶色のもの以外をのもの（以下「その他ガラス」という。）
	4	主として紙製のもの（段ボール及び紙パックを除く。以下「その他紙製容器包装」という。）
	5	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの。（以下「ペットボトル」という。）
	6	主としてプラスチック製のもの（ペットボトルを除く。以下「その他プラスチック製容器包装」という。）及びこのうち白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下、「白色トレイ」という。）
法第 2 条 第 6 項 指定物	7	主として鋼鉄製のもの（以下「スチール製容器」という。）
	8	主としてアルミ製のもの（以下「アルミ製容器」という。）
	9	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの。（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。以下「紙パック」という。）
	10	主として段ボール製のもの（以下「段ボール」という。）

※ 「特定分別基準適合物（法第2条第7項）」とは、市町が「分別収集」した「容器包装廃棄物」のうち、厚生省令で定める基準に適合するものであって、かつ環境省の指定を受けた保管施設において保管されている「分別基準適合物」を、「無色ガラス製容器」、「茶色ガラス製容器」、「その他色ガラス製容器」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」などの容器包装区分ごとに分けたものをいいます。

※ 「法第2条第6項指定物」とは、「容器包装廃棄物」のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化をする必要がない物として主務省令で定める「スチール製容器」、「アルミ製容器」、「飲料用紙製容器（紙パック）」、「段ボール」をいいます。この「法第2条第6項指定物」については、容器包装リサイクル法における再商品化対象物ではありませんが、分別収集の対象物であるため、市町村分別収集計画ならびに県分別収集促進計画の対象品目となります。

6 市町の分別収集計画策定状況

県内の市町の「第9期市町村分別収集計画」の策定状況は表6-1のとおりです。

また、市町ごとの策定状況は表6-2-（1）、（2）のとおりです。

表6-1 分別収集計画策定市町数

容器包装廃棄物\年度		策定市町数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定分別基準適合物	無色ガラス	29	29	29	29	29
	茶色ガラス	29	29	29	29	29
	その他ガラス	29	29	29	29	29
	その他紙製容器包装	29	29	29	29	29
	ペットボトル	29	29	29	29	29
	その他プラスチック製容器包装	25	25	25	25	25
	うち白色トレイ	12	12	12	12	12
法第2条第6項指定物	スチール製容器	29	29	29	29	29
	アルミ製容器	28	28	28	28	28
	紙パック	28	28	28	28	28
	段ボール	29	29	29	29	29

表 6-2-(2) 市町分別収集計画策定状況(法第2条6項指定物)

市町名	容器包装廃棄物					スチール製容器					アルミ製容器					紙パック					段ボール				
	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
四日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
松阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
亀山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
木曾岬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東員町	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
多気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大台町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
玉城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
御浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
紀宝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
計	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	29	29	29	29	

7 各年度における市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

第9期計画期間中の各年度における人口予測値は、表7-1のとおりです。

また、容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表7-2のとおりです。

表7-1 各年度の人口予測値

	(単位:人)				
市町村名\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	272,965	271,118	269,271	267,424	265,577
四日市市	316,392	315,814	315,814	315,814	315,814
伊勢市	120,500	119,520	118,540	117,560	116,580
松阪市	163,438	162,351	161,263	160,176	159,089
桑名市	141,234	140,836	140,422	139,984	139,532
鈴鹿市	192,430	191,324	190,219	189,115	188,010
名張市	80,169	79,945	79,722	79,499	79,277
尾鷲市	17,230	16,901	16,572	16,243	15,914
亀山市	50,242	50,219	50,196	50,173	50,150
鳥羽市	18,176	17,784	17,392	17,000	16,608
熊野市	16,259	15,819	15,379	14,939	14,499
いなべ市	45,344	45,162	44,981	44,801	44,621
志摩市	48,793	47,807	46,841	45,894	44,966
伊賀市	90,675	89,679	88,694	87,720	86,757
木曾岬町	6,168	6,119	6,070	6,022	5,974
東員町	24,782	24,748	24,714	24,681	24,647
菰野町	41,565	41,542	41,519	41,495	41,471
朝日町	9,889	9,899	9,909	9,919	9,929
川越町	15,187	15,283	15,379	15,476	15,575
多気町	14,413	14,277	14,142	14,008	13,876
明和町	23,111	23,088	23,065	23,042	23,019
大台町	9,092	8,937	8,785	8,636	8,490
玉城町	15,292	15,264	15,237	15,209	15,181
度会町	7,959	7,890	7,821	7,751	7,682
大紀町	8,098	7,929	7,760	7,591	7,422
南伊勢町	10,953	10,604	10,266	9,939	9,622
紀北町	15,466	15,099	14,732	14,365	13,998
御浜町	8,316	8,183	8,052	7,923	7,796
紀宝町	10,784	10,625	10,466	10,306	10,146
合計	1,794,922	1,783,766	1,773,223	1,762,705	1,752,222
対前年比	-	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%

※ 各市町分別収集計画にかかる人口予測値

表7-2 容器包装廃棄物排出量の見込み

(単位:t)

市町名\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	19,854.0	19,719.0	19,585.0	19,452.0	19,320.0
四日市市	16,044.0	15,960.0	15,910.0	15,861.0	15,816.0
伊勢市	4,296.0	4,261.0	4,226.0	4,191.0	4,156.0
松阪市	9,905.0	9,712.0	9,525.0	9,341.0	9,160.0
桑名市	6,925.0	6,903.0	6,882.0	6,863.0	6,840.0
鈴鹿市	13,823.0	13,822.0	13,815.0	13,844.0	13,793.0
名張市	1,123.0	1,191.0	1,278.0	1,389.0	1,515.0
尾鷲市	467.0	455.0	443.0	430.0	419.0
亀山市	3,887.0	3,885.0	3,883.0	3,881.0	3,880.0
鳥羽市	415.0	415.0	415.0	415.0	415.0
熊野市	1,420.0	1,383.0	1,347.0	1,312.0	1,278.0
いなべ市	518.0	513.0	512.0	512.0	510.0
志摩市	4,239.0	4,153.0	4,069.0	3,987.0	3,906.0
伊賀市	1,126.0	1,113.0	1,100.0	1,090.0	1,077.0
木曾岬町	306.0	304.0	302.0	299.0	297.0
東員町	579.3	574.1	569.0	564.0	559.1
菰野町	610.0	610.0	610.0	610.0	609.0
朝日町	156.0	155.0	156.0	155.0	154.0
川越町	173.0	174.0	174.0	174.0	173.0
多気町	707.0	698.0	689.1	680.4	671.8
明和町	664.0	663.0	662.0	661.0	660.0
大台町	368.7	362.4	356.2	350.1	344.1
玉城町	401.4	403.8	403.0	403.4	401.6
度会町	251.7	249.8	247.6	245.4	243.2
大紀町	339.3	330.4	321.7	313.2	305.0
南伊勢町	564.0	546.0	529.0	512.0	496.0
紀北町	1,458.0	1,423.0	1,389.0	1,354.0	1,319.0
御浜町	713.9	720.1	726.4	732.9	739.6
紀宝町	255.0	251.0	247.0	243.0	240.0
計	91,589.3	90,949.6	90,372.0	89,865.4	89,297.4
対前年比	-	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

8 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について各年度における市町別の得られる量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

各年度において得られる特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量は表8-1のとおりです。

品目ごとの各市町別の見込み量を、表8-2から表8-12に示します。

表8-1 各年度において得られる特定分別基準適合物及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量

(単位:t)

容器包装廃棄物\年度	排出量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無色ガラス	4,091.4	4,046.6	3,997.4	3,955.5	3,912.3	1,357.5	1,341.1	1,326.4	1,310.9	1,296.1	2,733.9	2,705.5	2,671.0	2,644.6	2,616.1
茶色ガラス	3,674.5	3,638.7	3,597.7	3,561.9	3,526.9	1,205.9	1,193.5	1,180.8	1,167.4	1,153.7	2,468.6	2,445.3	2,416.9	2,394.5	2,373.2
その他ガラス	1,727.4	1,716.5	1,703.6	1,691.6	1,679.7	1,156.5	1,148.9	1,138.3	1,129.6	1,122.2	571.0	567.6	565.3	562.0	557.6
その他紙製容器包装	1,450.2	1,434.7	1,462.8	1,663.9	1,648.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	1,354.2	1,338.7	1,366.8	1,567.9	1,552.0
ペットボトル	2,890.7	2,877.6	2,864.3	2,853.1	2,840.6	1,326.2	1,318.4	1,311.6	1,306.8	1,303.0	1,564.6	1,559.3	1,552.7	1,546.3	1,537.6
その他プラスチック製容器包装	9,949.7	9,872.9	9,797.8	9,723.8	9,648.6	7,842.8	7,786.4	7,731.7	7,677.2	7,622.4	2,106.9	2,086.5	2,066.1	2,046.6	2,026.2
うち白色トレイ	42.9	42.9	42.8	42.8	42.7	29.4	29.4	29.3	29.3	29.2	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
小計	23,783.8	23,587.0	23,423.7	23,449.8	23,256.0	12,984.7	12,884.1	12,784.8	12,687.9	12,593.4	10,799.1	10,702.9	10,638.9	10,761.9	10,662.6
対前年比	-	99.2%	99.3%	100.1%	99.2%	-	99.2%	99.2%	99.2%	99.3%	-	99.1%	99.4%	101.2%	99.1%
スチール製容器	1,267.8	1,251.5	1,234.7	1,220.6	1,203.1										
アルミ製容器	974.0	968.2	956.5	949.1	940.8										
紙パック	188.8	188.4	188.0	185.8	185.2										
段ボール	7,573.4	7,499.3	7,427.3	7,357.8	7,291.3										
小計	10,003.8	9,907.4	9,806.5	9,713.3	9,620.4										
対前年比	-	99.0%	99.0%	99.1%	99.0%										
合計	33,787.6	33,494.4	33,230.1	33,163.1	32,876.4										
対前年比	-	99.1%	99.2%	99.8%	99.1%										

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表 8-2 無色ガラス（規則第 4 条第 1 号）

(単位:t)

特定分別基準適合物の量の見込み															
市町名\年度						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	560.0	556.0	552.0	548.0	544.0	241.0	239.0	237.0	235.0	233.0	319.0	317.0	315.0	313.0	311.0
四日市市	842.0	840.0	835.0	832.0	830.0						842.0	840.0	835.0	832.0	830.0
伊勢市	410.0	406.0	403.0	400.0	396.0	410.0	406.0	403.0	400.0	396.0					
松阪市	360.1	357.8	355.4	353.0	350.6						360.1	357.8	355.4	353.0	350.6
桑名市	241.0	240.0	239.0	238.0	238.0						241.0	240.0	239.0	238.0	238.0
鈴鹿市	216.0	210.0	203.0	197.0	191.0						216.0	210.0	203.0	197.0	191.0
名張市	202.0	189.0	176.0	165.0	153.0						202.0	189.0	176.0	165.0	153.0
尾鷲市	60.0	58.0	56.0	54.0	52.0	60.0	58.0	56.0	54.0	52.0					
亀山市	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0						80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
鳥羽市	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0					
熊野市	47.5	46.2	44.9	43.6	42.3						47.5	46.2	44.9	43.6	42.3
いなべ市	92.0	91.0	91.0	91.0	90.0						92.0	91.0	91.0	91.0	90.0
志摩市	132.0	129.0	126.0	123.0	121.0	132.0	129.0	126.0	123.0	121.0					
伊賀市	258.0	255.0	252.0	250.0	247.0	217.0	214.0	212.0	210.0	208.0	41.0	41.0	40.0	40.0	39.0
木曾岬町	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0						9.0	9.0	8.0	8.0	8.0
東員町	45.0	44.9	44.8	44.8	44.7						45.0	44.9	44.8	44.8	44.7
菰野町	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0						76.0	76.0	76.0	76.0	76.0
朝日町	24.0	24.0	24.0	24.0	23.0						24.0	24.0	24.0	24.0	23.0
川越町	31.0	31.0	30.0	30.0	30.0						31.0	31.0	30.0	30.0	30.0
多気町	32.0	31.7	31.4	31.1	30.8	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	21.5	21.3	21.1	20.9	20.7
明和町	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0					
大台町	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0					
玉城町	39.8	40.1	40.0	40.0	39.8	39.8	40.1	40.0	40.0	39.8					
度会町	28.3	27.9	27.6	27.3	26.9	28.3	27.9	27.6	27.3	26.9					
大紀町	25.9	25.2	24.5	23.9	23.3	25.9	25.2	24.5	23.9	23.3					
南伊勢町	43.0	42.0	41.0	40.0	39.0	43.0	42.0	41.0	40.0	39.0					
紀北町	48.0	47.0	46.0	45.0	44.0						48.0	47.0	46.0	45.0	44.0
御浜町	38.8	40.3	41.8	43.3	44.8						38.8	40.3	41.8	43.3	44.8
紀宝町	23.0	23.0	23.0	22.0	22.0	23.0	23.0	23.0	22.0	22.0					
合計	4,091.4	4,046.6	3,997.4	3,955.5	3,912.3	1,357.5	1,341.1	1,326.4	1,310.9	1,296.1	2,733.9	2,705.5	2,671.0	2,644.6	2,616.1
対前年比	-	98.9%	98.8%	99.0%	98.9%	-	98.8%	98.9%	98.8%	98.9%	-	99.0%	98.7%	99.0%	98.9%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-3 茶色ガラス製容器（規則第 4 条第 2 号）

（単位：t）

特定分別基準適合物の量の見込み															
市町名\年度						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	839.0	833.0	827.0	821.0	815.0	292.0	290.0	289.0	287.0	285.0	547.0	543.0	538.0	534.0	530.0
四日市市	580.0	579.0	575.0	573.0	572.0						580.0	579.0	575.0	573.0	572.0
伊勢市	305.0	303.0	301.0	298.0	296.0	305.0	303.0	301.0	298.0	296.0					
松阪市	301.6	299.6	297.6	295.6	293.6						301.6	299.6	297.6	295.6	293.6
桑名市	204.0	203.0	203.0	202.0	201.0						204.0	203.0	203.0	202.0	201.0
鈴鹿市	180.0	175.0	169.0	164.0	159.0						180.0	175.0	169.0	164.0	159.0
名張市	145.0	136.0	127.0	119.0	111.0						145.0	136.0	127.0	119.0	111.0
尾鷲市	45.0	43.0	41.0	39.0	37.0	45.0	43.0	41.0	39.0	37.0					
亀山市	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0						76.0	76.0	76.0	76.0	76.0
鳥羽市	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0					
熊野市	59.3	57.7	56.1	54.5	52.9						59.3	57.7	56.1	54.5	52.9
いなべ市	87.0	86.0	86.0	86.0	86.0						87.0	86.0	86.0	86.0	86.0
志摩市	107.0	105.0	103.0	101.0	99.0	107.0	105.0	103.0	101.0	99.0					
伊賀市	204.0	202.0	199.0	197.0	195.0	171.0	169.0	167.0	165.0	163.0	33.0	33.0	32.0	32.0	32.0
木曾岬町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0						7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
東員町	45.0	45.0	44.9	44.8	44.8						45.0	45.0	44.9	44.8	44.8
菰野町	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0						53.0	53.0	53.0	53.0	53.0
朝日町	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0						21.0	21.0	21.0	21.0	21.0
川越町	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0						24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
多気町	36.1	35.8	35.5	35.2	34.9	10.7	10.6	10.5	10.4	10.3	25.4	25.2	25.0	24.8	24.6
明和町	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0					
大台町	28.4	27.9	27.4	26.9	26.4	28.4	27.9	27.4	26.9	26.4					
玉城町	30.3	30.5	30.4	30.5	30.3	30.3	30.5	30.4	30.5	30.3					
度会町	21.3	21.0	20.7	20.5	20.2	21.3	21.0	20.7	20.5	20.2					
大紀町	26.2	25.5	24.8	24.1	23.5	26.2	25.5	24.8	24.1	23.5					
南伊勢町	58.0	57.0	56.0	55.0	54.0	58.0	57.0	56.0	55.0	54.0					
紀北町	52.0	51.0	49.0	48.0	47.0						52.0	51.0	49.0	48.0	47.0
御浜町	28.3	30.8	33.3	35.8	38.3						28.3	30.8	33.3	35.8	38.3
紀宝町	30.0	30.0	29.0	29.0	28.0	30.0	30.0	29.0	29.0	28.0					
合計	3,674.5	3,638.7	3,597.7	3,561.9	3,526.9	1,205.9	1,193.5	1,180.8	1,167.4	1,153.7	2,468.6	2,445.3	2,416.9	2,394.5	2,373.2
対前年比	-	99.0%	98.9%	99.0%	99.0%	-	99.0%	98.9%	98.9%	98.8%	-	99.1%	98.8%	99.1%	99.1%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-4 その他ガラス製容器（規則第 4 条第 3 号）

(単位:t)

特定分別基準適合物の量の見込み															
市町名\年度						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	280.0	278.0	276.0	274.0	272.0	104.0	103.0	102.0	101.0	100.0	176.0	175.0	174.0	173.0	172.0
四日市市	313.0	313.0	311.0	310.0	309.0	313.0	313.0	311.0	310.0	309.0					
伊勢市	166.0	165.0	163.0	162.0	161.0	166.0	165.0	163.0	162.0	161.0					
松阪市	160.7	159.6	158.6	157.5	156.5	160.7	159.6	158.6	157.5	156.5					
桑名市	111.0	110.0	110.0	110.0	109.0						111.0	110.0	110.0	110.0	109.0
鈴鹿市	101.0	98.0	95.0	92.0	89.0	101.0	98.0	95.0	92.0	89.0					
名張市	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0					
尾鷲市	20.0	19.0	19.0	18.0	18.0	20.0	19.0	19.0	18.0	18.0					
亀山市	144.0	144.0	144.0	144.0	144.0						144.0	144.0	144.0	144.0	144.0
鳥羽市	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0					
熊野市	11.8	11.5	11.2	10.9	10.5						11.8	11.5	11.2	10.9	10.5
いなべ市	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0						31.0	31.0	31.0	31.0	31.0
志摩市	48.0	47.0	46.0	45.0	44.0	48.0	47.0	46.0	45.0	44.0					
伊賀市	57.0	56.0	55.0	55.0	54.0	57.0	56.0	55.0	55.0	54.0					
木曾岬町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0						3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
東員町	17.6	17.5	17.5	17.5	17.5						17.6	17.5	17.5	17.5	17.5
菰野町	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0						24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
朝日町	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0						8.0	8.0	8.0	8.0	7.0
川越町	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0						13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
多気町	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
明和町	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0					
大台町	9.3	9.1	8.9	8.7	8.6	9.3	9.1	8.9	8.7	8.6					
玉城町	16.0	16.1	16.0	16.0	16.0	16.0	16.1	16.0	16.0	16.0					
度会町	11.4	11.2	11.1	10.9	10.8	11.4	11.2	11.1	10.9	10.8					
大紀町	8.6	8.4	8.2	8.0	7.8	8.6	8.4	8.2	8.0	7.8					
南伊勢町	12.0	12.0	12.0	11.0	11.0	12.0	12.0	12.0	11.0	11.0					
紀北町	15.0	15.0	15.0	14.0	14.0						15.0	15.0	15.0	14.0	14.0
御浜町	10.6	9.6	8.6	7.6	6.6						10.6	9.6	8.6	7.6	6.6
紀宝町	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0	9.0	9.0	8.0	8.0	8.0					
合計	1,727.4	1,716.5	1,703.6	1,691.6	1,679.7	1,156.5	1,148.9	1,138.3	1,129.6	1,122.2	571.0	567.6	565.3	562.0	557.6
対前年比	-	99.4%	99.3%	99.3%	99.3%	-	99.3%	99.1%	99.2%	99.3%	-	99.4%	99.6%	99.4%	99.2%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-5 その他紙製容器包装（規則第 4 条第 4 号）

(単位:t)

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0						45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
四日市市	111.0	111.0	110.0	110.0	109.0						111.0	111.0	110.0	110.0	109.0
伊勢市	96.0	95.0	94.0	94.0	93.0						96.0	95.0	94.0	94.0	93.0
松阪市	5.9	5.8	5.8	5.7	5.7						5.9	5.8	5.8	5.7	5.7
桑名市	208.0	208.0	207.0	207.0	206.0						208.0	208.0	207.0	207.0	206.0
鈴鹿市	14.0	11.0	9.0	7.0	6.0						14.0	11.0	9.0	7.0	6.0
名張市	6.0	5.0	5.0	4.0	3.0						6.0	5.0	5.0	4.0	3.0
尾鷲市	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0						16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
亀山市	62.0	62.0	105.0	319.0	319.0						62.0	62.0	105.0	319.0	319.0
鳥羽市	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0						33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
熊野市	204.2	198.8	193.7	188.6	183.7						204.2	198.8	193.7	188.6	183.7
いなべ市	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0						48.0	48.0	48.0	48.0	48.0
志摩市	111.0	109.0	107.0	105.0	103.0						111.0	109.0	107.0	105.0	103.0
伊賀市	59.6	58.9	58.3	57.7	57.1						59.6	58.9	58.3	57.7	57.1
木曾岬町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0						14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
東員町	31.7	31.6	31.6	31.5	31.5						31.7	31.6	31.6	31.5	31.5
菰野町	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0					
朝日町	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0						9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
川越町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0						6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
多気町	14.0	13.8	13.7	13.6	13.4						14.0	13.8	13.7	13.6	13.4
明和町	141.0	141.0	141.0	141.0	140.0						141.0	141.0	141.0	141.0	140.0
大台町	10.3	10.1	10.0	9.8	9.6						10.3	10.1	10.0	9.8	9.6
玉城町	13.4	13.5	13.5	13.5	13.4						13.4	13.5	13.5	13.5	13.4
度会町	32.3	31.7	31.2	30.7	30.2						32.3	31.7	31.2	30.7	30.2
大紀町	9.5	9.3	9.0	8.8	8.5						9.5	9.3	9.0	8.8	8.5
南伊勢町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
紀北町	41.0	40.0	39.0	38.0	37.0						41.0	40.0	39.0	38.0	37.0
御浜町	9.3	9.2	9.1	9.0	8.9						9.3	9.2	9.1	9.0	8.9
紀宝町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	1,450.2	1,434.7	1,462.8	1,663.9	1,648.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	1,354.2	1,338.7	1,366.8	1,567.9	1,552.0
対前年比	-	98.9%	102.0%	113.7%	99.0%	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	98.9%	102.1%	114.7%	99.0%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-6 ペットボトル（規則第 4 条第 5 号）

（単位：t）

特定分別基準適合物の量の見込み															
市町名\年度						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	806.0	801.0	796.0	791.0	786.0	565.0	561.0	557.0	553.0	549.0	241.0	240.0	239.0	238.0	237.0
四日市市	425.0	425.0	422.0	421.0	419.0						425.0	425.0	422.0	421.0	419.0
伊勢市	292.0	289.0	287.0	285.0	282.0						292.0	289.0	287.0	285.0	282.0
松阪市	167.7	166.6	165.5	164.4	163.3	167.7	166.6	165.5	164.4	163.3					
桑名市	170.0	170.0	170.0	169.0	168.0						170.0	170.0	170.0	169.0	168.0
鈴鹿市	137.0	131.0	124.0	118.0	113.0	137.0	131.0	124.0	118.0	113.0					
名張市	76.0	83.0	91.0	100.0	109.0	76.0	83.0	91.0	100.0	109.0					
尾鷲市	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0						33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
亀山市	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0						79.0	79.0	79.0	79.0	79.0
鳥羽市	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0					
熊野市	44.0	42.8	41.6	40.4	39.2						44.0	42.8	41.6	40.4	39.2
いなべ市	53.0	52.0	52.0	52.0	52.0	53.0	52.0	52.0	52.0	52.0					
志摩市	72.0	71.0	70.0	69.0	68.0	72.0	71.0	70.0	69.0	68.0					
伊賀市	96.0	95.0	94.0	93.0	92.0	96.0	95.0	94.0	93.0	92.0					
木曾岬町	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0						8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
東員町	47.0	47.0	46.9	46.8	46.8						47.0	47.0	46.9	46.8	46.8
菰野町	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0					
朝日町	18.0	18.0	19.0	19.0	19.0						18.0	18.0	19.0	19.0	19.0
川越町	24.0	24.0	25.0	25.0	25.0						24.0	24.0	25.0	25.0	25.0
多気町	21.0	20.9	20.8	20.7	20.6	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	18.1	18.0	17.9	17.8	17.7
明和町	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0						28.0	28.0	28.0	28.0	28.0
大台町	18.5	18.2	17.9	17.6	17.3	18.5	18.2	17.9	17.6	17.3					
玉城町	30.9	31.1	31.0	31.1	30.9						30.9	31.1	31.0	31.1	30.9
度会町	15.7	15.6	15.5	15.4	15.2						15.7	15.6	15.5	15.4	15.2
大紀町	17.1	16.7	16.3	15.9	15.5	17.1	16.7	16.3	15.9	15.5					
南伊勢町	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0					
紀北町	39.0	38.0	37.0	36.0	35.0						39.0	38.0	37.0	36.0	35.0
御浜町	25.8	26.8	27.8	28.8	29.8						25.8	26.8	27.8	28.8	29.8
紀宝町	26.0	26.0	25.0	25.0	25.0						26.0	26.0	25.0	25.0	25.0
合計	2,890.7	2,877.6	2,864.3	2,853.1	2,840.6	1,326.2	1,318.4	1,311.6	1,306.8	1,303.0	1,564.6	1,559.3	1,552.7	1,546.3	1,537.6
対前年比	-	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	-	99.4%	99.5%	99.6%	99.7%	-	99.7%	99.6%	99.6%	99.4%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-7 その他プラスチック製容器包装（規則第4条第6号）（白色トレイを含む）

(単位:t)

特定分別基準適合物の量の見込み															
市町名\年度						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	3,947.0	3,920.0	3,893.0	3,866.0	3,839.0	2,064.0	2,050.0	2,036.0	2,021.0	2,007.0	1,883.0	1,870.0	1,857.0	1,845.0	1,832.0
四日市市															
伊勢市	880.0	872.0	865.0	858.0	851.0	870.0	862.0	855.0	848.0	841.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
松阪市	610.1	606.1	602.1	598.1	594.1	610.1	606.1	602.1	598.1	594.1					
桑名市	1,083.0	1,081.0	1,077.0	1,074.0	1,070.0	1,083.0	1,081.0	1,077.0	1,074.0	1,070.0					
鈴鹿市	1,782.0	1,771.0	1,761.0	1,751.0	1,741.0	1,782.0	1,771.0	1,761.0	1,751.0	1,741.0					
名張市															
尾鷲市	110.0	107.0	104.0	101.0	98.0						110.0	107.0	104.0	101.0	98.0
亀山市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0						3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
鳥羽市	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0					
熊野市	61.3	59.7	58.1	56.4	54.8						61.3	59.7	58.1	56.4	54.8
いなべ市	158.0	156.0	155.0	155.0	154.0	158.0	156.0	155.0	155.0	154.0					
志摩市	271.0	265.0	260.0	255.0	250.0	271.0	265.0	260.0	255.0	250.0					
伊賀市	223.0	221.0	219.0	217.0	215.0	223.0	221.0	219.0	217.0	215.0					
木曾岬町	37.0	37.0	37.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	35.0	35.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町	235.1	230.4	225.8	221.3	216.9	235.1	230.4	225.8	221.3	216.9					
菰野町	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0					
朝日町															
川越町															
多気町	32.3	32.0	31.7	31.4	31.1	26.8	26.5	26.2	25.9	25.6	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
明和町	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0	68.0					
大台町	22.7	22.5	22.3	22.1	21.9	22.7	22.5	22.3	22.1	21.9					
玉城町	60.3	60.7	60.6	60.6	60.3	60.3	60.7	60.6	60.6	60.3					
度会町	37.9	37.6	37.3	37.0	36.6	37.9	37.6	37.3	37.0	36.6					
大紀町	20.8	20.6	20.4	20.2	20.0	20.8	20.6	20.4	20.2	20.0					
南伊勢町	63.0	61.0	59.0	57.0	55.0	63.0	61.0	59.0	57.0	55.0					
紀北町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0						4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
御浜町	25.1	22.3	19.5	16.7	13.9						25.1	22.3	19.5	16.7	13.9
紀宝町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0						4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
合計	9,949.7	9,872.9	9,797.8	9,723.8	9,648.6	7,842.8	7,786.4	7,731.7	7,677.2	7,622.4	2,106.9	2,086.5	2,066.1	2,046.6	2,026.2
対前年比	-	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	-	99.3%	99.3%	99.3%	99.3%	-	99.0%	99.0%	99.1%	99.0%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表 8-8 プラスチック製容器包装（規則第 4 条第 6 号）（白色トレイ）

（単位：t）

市町名\年度	特定分別基準適合物の量の見込み														
						(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市															
四日市市															
伊勢市															
松阪市	7.9	7.9	7.8	7.8	7.7	7.9	7.9	7.8	7.8	7.7					
桑名市															
鈴鹿市															
名張市															
尾鷲市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
亀山市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0						3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
鳥羽市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0					
熊野市															
いなべ市															
志摩市	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0					
伊賀市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
木曾岬町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町															
菰野町															
朝日町															
川越町															
多気町	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
明和町															
大台町	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3					
玉城町															
度会町															
大紀町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0					
南伊勢町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0					
紀北町															
御浜町															
紀宝町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0						2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	42.9	42.9	42.8	42.8	42.7	29.4	29.4	29.3	29.3	29.2	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5
対前年比	-	100.0%	99.8%	100.0%	99.8%	-	100.0%	99.7%	100.0%	99.7%	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-9 スチール製容器包装（規則第 3 条）

（単位：t）

市町名\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
四日市市	145.5	145.5	144.5	144.0	143.5
伊勢市	223.0	221.0	219.0	218.0	216.0
松阪市	32.5	32.3	32.1	31.8	31.6
桑名市	94.0	93.0	93.0	93.0	93.0
鈴鹿市	91.0	84.0	78.0	73.0	67.0
名張市	61.0	60.0	60.0	60.0	60.0
尾鷲市	57.0	55.0	53.0	50.0	48.0
亀山市	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
鳥羽市	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
熊野市	27.8	27.1	26.3	25.6	24.8
いなべ市	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
志摩市	44.0	43.0	42.0	41.0	40.0
伊賀市	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0
木曾岬町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
東員町	17.4	17.4	17.4	17.4	17.3
菰野町	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0
朝日町	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
川越町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
多気町	25.2	25.0	24.8	24.6	24.4
明和町	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0
大台町	9.9	9.7	9.5	9.3	9.1
玉城町	67.0	67.4	67.3	67.4	67.0
度会町	21.0	20.6	20.2	19.9	19.5
大紀町	7.6	7.4	7.2	7.0	6.8
南伊勢町	21.0	21.0	20.0	20.0	19.0
紀北町	27.0	27.0	26.0	25.0	25.0
御浜町	9.8	9.1	8.4	7.7	7.0
紀宝町	19.0	19.0	19.0	19.0	18.0
合計	1,267.8	1,251.5	1,234.7	1,220.6	1,203.1
対前年比	-	98.7%	98.7%	98.9%	98.6%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

表 8-10 アルミ製容器包装（規則第3条）

（単位：t）

市町名\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	148.0	147.0	146.0	145.0	144.0
四日市市	145.5	145.5	144.5	144.0	143.5
伊勢市	151.0	150.0	148.0	147.0	146.0
松阪市	35.7	35.5	35.3	35.0	34.8
桑名市	100.0	100.0	99.0	99.0	99.0
鈴鹿市	32.0	30.0	28.0	26.0	24.0
名張市	36.0	37.0	38.0	39.0	39.0
尾鷲市	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0
亀山市	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0
鳥羽市	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
熊野市	33.3	32.4	31.5	30.6	29.7
いなべ市	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
志摩市	35.0	34.0	33.0	32.0	31.0
伊賀市	29.0	28.0	28.0	28.0	27.0
木曾岬町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
東員町					
菰野町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
朝日町	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0
川越町	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0
多気町	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
明和町	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
大台町	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4
玉城町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
度会町	9.3	9.2	9.2	9.1	9.0
大紀町	5.2	5.1	5.0	4.9	4.8
南伊勢町	10.0	10.0	9.0	9.0	9.0
紀北町	16.0	16.0	15.0	15.0	14.0
御浜町	15.2	14.8	14.4	14.0	13.6
紀宝町	21.0	21.0	21.0	20.0	20.0
合計	974.0	968.2	956.5	949.1	940.8
対前年比	-	99.4%	98.8%	99.2%	99.1%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表 8-11 紙パック（規則第3条）

（単位：t）

市町名\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0
四日市市	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
伊勢市	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
松阪市	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9
桑名市	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0
鈴鹿市	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
名張市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
尾鷲市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
亀山市	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
鳥羽市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
熊野市	2.3	2.2	2.1	2.1	2.0
いなべ市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
志摩市	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
伊賀市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
木曾岬町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
東員町	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2
菰野町					
朝日町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
川越町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
多気町	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
明和町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
大台町	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7
玉城町	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7
度会町	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
大紀町	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5
南伊勢町	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0
紀北町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
御浜町	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0
紀宝町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
合計	188.8	188.4	188.0	185.8	185.2
対前年比	-	99.8%	99.8%	98.8%	99.7%

※ 分別収集計画に小数点第2位以下を記載している市町については、小数点第2位を四捨五入

表 8-12 段ボール（規則第 3 条）

（単位：t）

市町名\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津市	1,453.0	1,443.0	1,433.0	1,423.0	1,413.0
四日市市	1,800.0	1,800.0	1,800.0	1,800.0	1,800.0
伊勢市	664.0	659.0	653.0	648.0	642.0
松阪市	154.8	153.7	152.7	151.7	150.7
桑名市	721.0	719.0	716.0	714.0	712.0
鈴鹿市	192.0	168.0	147.0	129.0	113.0
名張市	35.0	30.0	26.0	23.0	20.0
尾鷲市	116.0	114.0	112.0	110.0	108.0
亀山市	289.0	289.0	289.0	288.0	288.0
鳥羽市	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0
熊野市	153.3	149.2	145.0	140.9	136.7
いなべ市	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
志摩市	325.0	319.0	312.0	306.0	300.0
伊賀市	245.0	242.0	239.0	236.0	233.0
木曾岬町	44.0	44.0	44.0	43.0	43.0
東員町	159.0	158.8	158.5	158.3	158.1
菰野町	165.0	165.0	165.0	165.0	164.0
朝日町	57.0	56.0	56.0	55.0	55.0
川越町	58.0	58.0	58.0	58.0	57.0
多気町	51.7	51.3	50.9	50.5	50.1
明和町	169.0	169.0	169.0	168.0	168.0
大台町	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
玉城町	125.1	125.8	125.6	125.7	125.1
度会町	54.4	53.9	53.5	53.1	52.5
大紀町	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
南伊勢町	118.0	115.0	112.0	109.0	106.0
紀北町	114.0	111.0	109.0	106.0	103.0
御浜町	87.5	85.0	82.5	80.0	77.5
紀宝町	117.0	115.0	113.0	111.0	110.0
合計	7,573.4	7,499.3	7,427.3	7,357.8	7,291.3
対前年比	-	99.0%	99.0%	99.1%	99.1%

※ 分別収集計画に小数点第 2 位以下を記載している市町については、小数点第 2 位を四捨五入

9 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進、その他の分別収集の促進に関する事項

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する事項

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集を促進するためには、県民、事業者、市町、県等が連携し、それぞれの役割に応じた取組を進めることが必要です。

また、国は、令和元年5月に、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」を策定しており、これを踏まえてプラスチックの3Rの推進に向けた取組を重点的に実施していく必要があります。

具体的な施策

- ・ごみの発生・排出抑制の取組を促進するため、市町と連携し、本県のごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発活動を実施します。
- ・県民、事業者、県、市町等のプラスチックを使用、排出する関係者が、連携してプラスチック使用量の削減や代替品の開発・普及などについて検討するとともに、プラスチックなど容器包装廃棄物の削減やリサイクルの意識向上を図る取組を行います。
- ・市町等の施設整備に当たっては、循環型社会形成推進交付金制度の活用を図るとともに、技術的な支援を行います。

(2) 県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項

県は、市町における分別収集が円滑に実施されるよう、実施状況や事業者による再商品化技術等について、情報の収集・提供に努めるとともに、収集施設および体制を整備することに協力連携していく必要があります。

具体的な施策

- ・市町村、一部事務組合および県から構成される行政連絡会議を活用し、情報交換および情報提供を行います。
- ・国、他都道府県、関係業界、再商品事業者等の動向を適宜把握し、最新情報を市町に提供します。

(3) その他の排出抑制や分別収集の促進に関する事項

具体的な施策

- ・令和元年10月にスタートした「三重県庁プラスチックスマートアクション」に基づき、職員によるマイバック・マイボトル運動、本庁舎内のコンビニエンスストアにおけるレジ袋の提供の中止、会議等におけるペットボトル飲料の提供回避、ワンウェイプラスチックの削減に向けた取組を進めるとともに、賛同する市町や事業者が拡大するよう取り組みます。
- ・「みえ・グリーン購入基本方針」に基づき、購入にあたっては環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入するとともに、県内で発生する廃棄物を原材料とした優れたリサイクル製品を認定し、その利用促進を進めることで、資源の循環的な利用および廃棄物の減量化並びに県内リサイクル産業の育成を図ります。

第9期三重県分別収集促進計画

令和元年12月 策定

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2385

FAX 059-222-8136

E-mail haikik@pref.mie.lg.jp